

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 市民団体の代表を務めるXは、T市の管理する公園（以下「本件公園」という。）において、T市のリゾート施設誘致計画に反対する集会（以下「本件集会」という。）を開催した。

本件公園の使用にあたっては、T市の公園管理条例（以下「本件条例」という。）に基づき、T市の公園管理事務所に使用申請書を提出し、市長の許可を得ることが求められる。本件条例によれば、市長は本件公園の使用許可にあたって、公園の管理のため必要な範囲で条件を付することができる。この条件に違反した者に対しては、以後1年間、本件公園の使用許可が与えられない。

本件公園は、閑静な住宅街の一角に位置している。また、園内で集会の開催に適した唯一のスペースである芝生広場の収容人員は、最大50名である。そこで市長は、本件公園の使用を許可しつつも、①拡声器等の使用を控え静穏の保持に努めること、②参加人数を50名以内に留めること、という2つの条件（以下「本件許可条件」という。）を付した。

しかしながら、本件集会は、100名近くの参加者を集めて行われ、園内に入りきらない多数の参加者が本件公園の周囲に溢れかえった。また、拡声器を用いた演説も行われ、静穏が害された。これに対して、本件公園の周辺住民からT市の公園管理事務所に複数の苦情が寄せられたため、T市の職員であるYは、ただちに本件公園へ赴いた。Yは、本件公園が本件許可条件に反して使用されたことの証拠を残すべく、手持ちのスマートフォンで、約2分間にわたって、園内の動画撮影を行った（以下「本件撮影」という）。

上記動画には、Xが多くの聴衆に囲まれ、拡声器を用いて大声で演説する様子が記録されており、Xの容貌・姿態を特定できる映像が含まれている。他方、本件撮影にあたって、Xの意向が事前に確認されることはなかった。Xは、本件集会の終了直後に本件撮影の事実を知り、強い不満を抱いている。

【設問】 本件撮影の当否について、あなたは憲法の観点からどのように評価するか。参考とすべき最高裁判所の判例があれば、それを踏まえつつ、詳しく論じなさい。